



町民活動を応援します！

小山町地域まちづくり事業費補助金

地域振興課

小山町地域まちづくり事業費補助金の申請受付について

1 補助金の概要

地域の皆さんが主体的に参画する地域づくり活動を支援することにより、地域活動等の維持及び強化による地域全体の活性化と地域の自立促進を図ることを目的として、事業の実施に係る経費の一部を補助します。

2 補助の対象となる団体 ※次のいずれにも該当する団体とします。

- ・ 町内に活動拠点を有し、かつ、町内において主な活動を行っていること。
- ・ 次のいずれかに該当する団体
 - ア 設立1年未満の団体であって、構成員の3人以上が町内に住所を有する学年齢が15歳以上の者又は町内に勤務する者（以下「町内在住者等」という。）であること。
 - イ 10人以上（5人以上が18歳以上の者である場合に限る。）の者によって組織され、団体の構成員の過半数が町内在住者等である団体であって、組織及び運営に関する事項を定めた規約、会則等があること。
- ・ 政治活動、宗教活動、営利活動、特定の公職者（候補者を含む。）若しくは政党を推薦し、支持し、若しくは反対する活動又は暴力団若しくは暴力団員の統制下にある活動を目的としないこと。

3 補助の対象となる事業

町内の地域課題の解決、地域の活性化又は町民の利益の増進への寄与を目的として、町内で実施され、町内在住者等の自発的な参加によって行われる公益性のある非営利事業であって、次のいずれかに該当する事業。

- ・ 補助対象団体のうち、アの団体が実施する、1会計年度で完了する事業であって、当該事業による活動が地域において維持継続されていくことを目標として実施されるもの（以下「スタートアップ事業」という。）
- ・ 補助対象団体のうち、イの団体が実施する、1会計年度で完了する事業であって、地域課題の解決に継続して取り組むもの（以下「まちづくり事業」という。）

4 補助の対象となる経費

補助対象事業に要する経費とします。

ただし、次に掲げる経費については、補助対象経費としません。

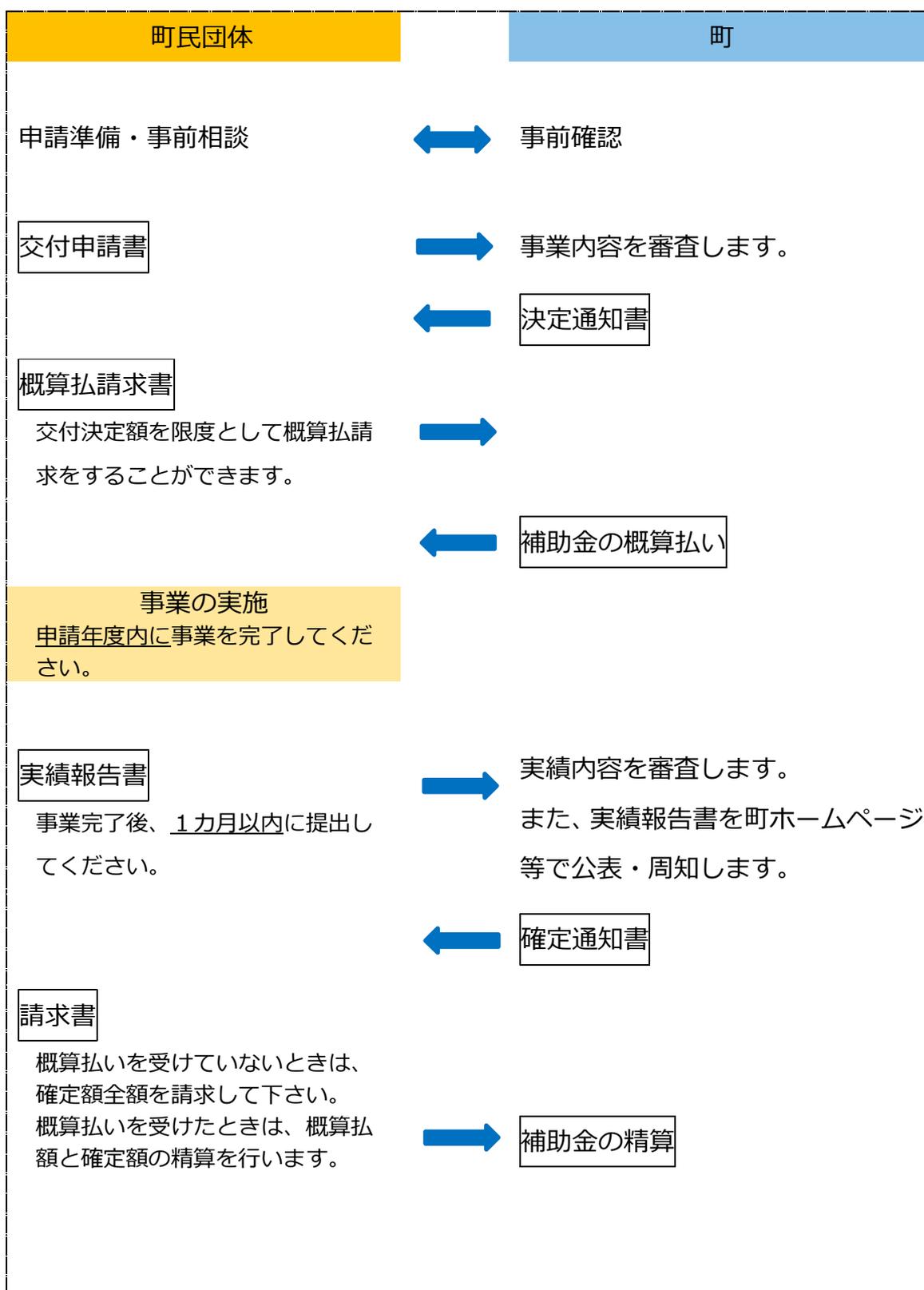
- ・ 補助対象団体の経常的な活動に要する経費（例：定例会資料印刷代、PCレンタル料金 等）
- ・ 事務所等を維持するための経費（例：施設賃借料 等）
- ・ 補助対象団体の構成員に対する人件費、謝礼、食糧費等の経費

5 補助率と補助限度額

補助率は、補助対象事業に応じ、次に定める率とします。

- ① スタートアップ事業 補助対象経費の10分の10以内（限度額5万円）
※ただし、交付は1団体につき1回限りとする。
- ②-1 小学校区単位の町内自治組織又は同組織が中心となって小学校区単位で形成される団体が実施するまちづくり事業 事業対象経費の10分の10以内（限度額25万円）
- ②-2 ②-1以外のまちづくり事業 補助対象経費の3分の2以内（限度額25万円）
※ただし、継続して交付を受ける場合は5年を限度とする

6 申請から補助金交付までの流れ



7 提出書類チェック表

提出の前に必ず確認してください。

提出書類		チェック欄
交付申請	交付申請書	
	団体概要書	
	事業計画書	
	収支予算書	
	団体の規約、会則又は定款(まちづくり事業実施団体のみ)	
	構成員名簿	
	その他参考書類	
(変更申請) ※必要な場合のみ	変更等申請書	
	変更収支予算書	
	その他参考書類	
実績報告	実績報告書	
	事業実施報告書	
	収支決算書	
	事業の実施が確認できる写真、パンフレット等	
	領収書等の写し	
	その他参考資料	

8 提出・問い合わせ先

企画総務部 地域振興課 広報広聴班 (本庁舎3階)

〒410-1395 小山町藤曲57-2

TEL:0550-76-6135

FAX:0550-76-4633

E-mail: chiiki@fuji-oyama.jp

ホームページ: <http://www.fuji-oyama.jp>